

道央廃棄物処理組合最低制限価格制度実施要領

平成29年 2 月 1 日 事務局長決裁

改正 平成29年 5 月 30 日 事務局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、道央廃棄物処理組合が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約並びに測量並びに建設工事に係る調査及び設計業務（以下「設計業務等」という。）の委託契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第 2 項（同令第167条の13において準用する場合も含む。以下同じ。）の規定により、最低制限価格を設ける時の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第 2 条 最低制限価格の対象とする契約は、予定価格が130万円を超え 2 億円未満の建設工事の請負契約及び予定価格が50万円を超える設計業務等の委託契約とする。

(基準価格の設定)

第 3 条 建設工事の請負契約の最低制限価格を設ける場合の基準となる価格（以下「基準価格」という。）は、入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 設計業務等の委託契約の基準価格は、次の各号に掲げる業務の種類ごとの額とする（一の契約の中に二以上の業務が含まれる場合は、業務の種類ごとに算出した額の合計額とする。）。ただし、その額が入札書比較価格に10分の 8 を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の 8 を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の 6 を乗じて得た額とする（地質調査業務にあっては、「10分

の8」とあるのは「10分の8.5」と、「10分の6」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。)

(1) 測量にあつては、入札書比較価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 建築設計（設備設計を含む。）にあつては、入札書比較価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(3) 土木設計にあつては、入札書比較価格算出の基礎となった次に掲げる合計額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(4) 地質調査にあつては、入札書比較価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

ア 直接調査費

イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 諸経費の10分の4.5を乗じて得た額

(5) 前各号に掲げたもの以外の設計業務等にあつては、入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額から10分の6を乗じて得た額までの範囲内で適宜定めることができる。

(基準価格の記載)

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成29年5月30日）

この要領は、平成29年5月30日から施行し、この要領による改正後の道央廃棄物処理組合最低制限価格制度実施要領の規定は、平成29年6月1日以後に公告又は通知を行う競争入札から適用する。

別記第1号様式（第4条関係）

基準価格調書

1 件 名 _____

2 基準価格 (基準参考価格 金 円)

基準価格	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記のとおり基準価格を決定する。

年 月 日

道央廃棄物処理組合管理者
(職氏名)